

○中川村木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成16年12月1日

告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を実施するにあたり、村長が耐震診断士を派遣し耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊被害を防止することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 次に掲げる要件すべてに該当するものをいう。

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- イ 一戸建ての住宅（店舗併用住宅などの併用住宅を含む。）
- ウ 木造在来工法の住宅

(2) 耐震診断士 長野県木造住宅耐震診断士登録要綱（平成14年7月12日付け14建第308号長野県住宅部長通知）第2の規定により知事の登録を受けた者をいう。

(3) 精密耐震診断 簡易耐震診断の結果、やや危険又は危険（総合評点1.0未満）と診断された住宅で、耐震補強工事を希望した場合に、耐震診断士が行う耐震補強工事のための精密な診断をいう。

(4) 耐震補強工事 精密診断に基づき木造住宅の所有者が行う耐震補強の工事をいう。

(5) 総合評点 耐震診断士が行う耐震診断により、地震に対する安全性を数値で評価したものもいい、その判定は別表の区分による。

(精密耐震診断)

第3条 村長は、耐震補強工事又は改修を希望する者に精密耐震診断を行うため、診断士を派遣することができるものとする。

2 診断士の派遣に要する費用は、村の負担とする。

(耐震事業)

第4条 耐震改修工事等（耐震補強工事又は除却工事に限る。）の補助の対象となる事業は、所有者が診断士の助言に基づき行う住宅の耐震性を向上させるための事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 耐震補強工事後の総合評点が0.7以上となること。
 - (2) 耐震補強工事後の総合評点が耐震補強工事前の総合評点を上回ること。
 - (3) 建替え後の住宅は省エネ基準に適合すること。ただし、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域における住宅の建替えは補助対象外とする。
- 2 村は、事業に要する経費のうち、以下の範囲内で補助することができるものとする。
- (1) 前項に規定する耐震補強工事に直接要する事業費の5分の4以内かつ115万円以内とする。
 - (2) 前項に規定する除却工事に直接要する事業費の2分の1以内かつ978,600円以内とする。
- 3 補助金の申請等については、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第4号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年9月17日告示第19号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第29号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年6月28日告示第14号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月1日告示第44号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年2月27日告示第72号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月27日告示第5号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

総合評点	判定
1.5以上	安全と思われます。

1.0以上1.5未満	一応安全と思われます。
0.7以上1.0未満	やや危険です。
0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります。